

岐阜大学職員組合旅費規定

第1章 総則

第1条 岐阜大学職員組合規約第29条にもとづき、本規定を定める。

第2条 組合活動のために組合役員、組合員および組合職員が組合の所在地以外の地に出張し、または組合の召集する機関会議、その他の会議に出席する場合はこの規定により旅費を支給する。

第2章 旅費

第3条 この規定によって支払う旅費はつぎのとおりとする。

交通費、宿泊費、行動費

第4条 旅費は組合の所在地を起点として目的地までの鉄道普通順路により、もっとも経済的な経路および方法により計算する。ただし、特別の事情または天災その他やむを得ない事情の場合は、実際に使用した方法により計算する。

第3章 交通費

第5条 交通費はバス、鉄道、船舶の普通運賃の実費に下記の額を加算したものを支払う。

- (1) 鉄道普通順路による旅行距離が 50km以上100km未満の場合、急行料(座席料は含まない)。
- (2) 鉄道普通順路による旅行距離が 100km以上の場合、特別急行料(座席料は含まない)。ただし、新幹線区間にあつては新幹線特別急行料(座席料を含む)。
- (3) 前項の規定にかかわらず、鉄道普通順路による旅行距離が 800km以上の場合、航空運賃の実費を支給し、空港までのバス(鉄道にあつては鉄道)運賃を加算するものとする。なお、航空運賃の実費支給を受ける場合には、明細の書かれた領収書等の提示をしなければならない。

第4章 宿泊費

第6条 宿泊が必要な場合、宿泊費として一泊8000円を支給する。ただし、宿泊が必要な場合とは、会議等出席のためには JR岐阜駅または名鉄新岐阜駅を午前6時30分以前に出発しなければならない場合、もしくは会議等終了後 JR岐阜駅または名鉄新岐阜駅に午後10時以降にしか到着しない場合とする。

第5章 行動費

第7条 行動費は下記の額を業務日数によって支払う。なお、移動日は業務日数に含めない。

- (1) 岐阜市内の出張の場合、日額400円。
- (2) 岐阜県(岐阜市を除く)、愛知県、三重県の場合、日額1500円。
- (3) 前項に規定する以外の都道府県の場合、日額3000円。

第6章 雑則

第8条 外国出張については、国家公務員旅費法を参考にして、交通費、宿泊費、行動費を支給する。

第9条 この規定による旅費の支給を受けようとするものは、会計担当役員の承認を得なければならない。

第10条 支給された旅費に不足が生じた場合には、その事由を付して不足分を請求することができる。

第11条 出張は、中央執行委員長がこれを指令する。

第12条 この規定の運用について疑義が生じたときは、その都度中央委員会にはかって処理するものとする。

付則 この細則は、2004年10月1日に制定施行する。